

# 社会保険加入促進 —— 宣言企業 ——

「社会保険加入推進地域会議」に

において採択された“行動基準”を

遵守する企業です。



国土交通省 東北地方整備局



## ～東北6県で「社会保険加入促進宣言企業」を募集中～

東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「建設業社会保険加入推進地域会議( 1 )」(以下、地域会議)については、平成30年2月5日に宮城県において、また、8月から9月末にかけて東北5県において開催・設立しております。

地域会議の開催・設立を受け、現在、東北6県において、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準(別添参照)」を遵守することを宣言する「社会保険加入促進宣言企業( 2 )」を広く募集しております。  
(ただし、応募にあたっては地域会議の参加・不参加を問いません)

また、「社会保険加入促進宣言企業」として御応募いただいた企業様につきましては、企業名を東北地方整備局のホームページ( 3 )にて公表させていただきますとともに、「社会保険加入促進宣言企業」であることを明示した「ステッカー、ポスター( 4 )」を配布し、その取組を対外的にPRできるよう支援を行っております。

多くの建設企業の皆様に「社会保険加入促進宣言企業」を知っていただき、そして宣言企業になっていただくことが、建設業における社会保険加入対策、ひいては建設産業の発展につながるものと考えておりますので、積極的に御応募いただけますようよろしくお願い申し上げます。

( 応募方法：別添「行動基準宣言書」をFAXにて御応募ください )

### ( 1 )「建設社会保険加入推進地域会議」

社会保険加入対策を地域建設業に定着させるため、建設業界、県、国土交通省の共催により、平成29年度から各都道府県において順次開催・設立しております。

### ( 2 )「社会保険加入促進宣言企業」

社会保険に関して建設企業が守るべき「行動基準」を遵守して、法定福利費の確保やダンピング受注の根絶、作業員の適切な保険への加入推進などに取り組む企業です

### ( 3 )東北地方整備局のホームページ

『東北地方整備局 社会保険加入対策』で検索していただくと、建設業における社会保険加入対策に関する各種情報が御覧いただけます。

### ( 4 )ステッカー、ポスター

#### ステッカー・ポスター等のデザイン

国土交通省

【ステッカー(特別版)】



※事例紹介した企業向けを想定

【ステッカー(通常版)】



※行動基準採択企業(事例紹介企業等)向けを想定

【ポスター】



※ポスター下部のクレジットは、各地版等バージョンを作成

【電子フォーマット】



各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能



## 「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

### (元請企業)

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

### (下請企業)

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年月日の 県建設業社会保険加入推進地域会議において採択された、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言します。

令和 年 月 日

会社名

代表者名

所在地

【送付先】 県地域会議事務局(東北地方整備局 建政部 建設産業課)

FAX 022-227-4459

お問い合わせは、事務局(TEL:022-225-2171)までお願いいたします。)

宮城県建設業社会保険加入推進会議	平成30年	2月	5日
山形県建設業社会保険加入推進会議	平成30年	8月	28日
福島県建設業社会保険加入推進会議	平成30年	9月	5日
秋田県建設業社会保険加入推進会議	平成30年	9月	13日
岩手県建設業社会保険加入推進会議	平成30年	9月	18日
青森県建設業社会保険加入推進会議	平成30年	9月	26日